

与謝野町若者循環地域持続可能型ビジネスモデル構築事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、与謝野町補助金等の交付に関する規則（平成18年与謝野町規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、地域が若者人材を受け入れ、地域資源の活用や若者視点での地域課題解決に繋がる持続可能な新たなビジネスモデルを構築するための事業に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「地域団体」とは、本町に根差して活動を行う町内の団体又は法人その他これに類する地域住民で組織された町内の団体又は法人であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 事業を行う地域の事情に詳しく、地域課題解決に繋がる持続可能な経済活動が行える体制を備えていること。
- (2) 事業の事務手続を適切かつ効率的に行うため、代表者、構成員及び事務局並びに意思決定、事務処理及び会計処理の方法等を規約等で定めていること。
- (3) 一の事務手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する体制を備えていること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内において、様々な人材を巻き込み、持続可能な新たなビジネスモデルの構築に向けた取組を行う地域団体とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、町内において、持続可能な新たなビジネスモデルを構築するための事業とする。

- 2 補助対象事業は、第8条の交付決定があった日の属する年度の2月末日までに完了しなければならない。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表に定めるところによる。

- 2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 規則第5条の規定による補助金の交付申請は、若者循環地域持続可能型ビジネスモデル構築事業補助金交付申請書(様式第1号)により行うものとし、関係書類を添えて町長に提出するものとする。

(事前着手)

第7条 前条の交付申請をした者は、補助金の交付決定前に補助対象事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付決定前に補助対象事業を実施しようとする場合において、若者循環地域持続可能型ビジネスモデル構築事業事前着手届(様式第2号)を町長に提出し、受理されたときは、この限りでない。

(交付決定)

第8条 規則第7条の規定による補助金の交付又は不交付の決定通知は、若者循環地域持続可能型ビジネスモデル構築事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(事業計画の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、規則第9条の規定により当該事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、若者循環地域持続可能型ビジネスモデル構築事業変更(中止)承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(交付決定の変更等)

第10条 町長は、前条の規定による事業計画の変更又は中止を承認したときは、若者循環地域持続可能型ビジネスモデル構築事業補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。

(概算払)

第11条 町長は、事業の目的を達成するため必要があると認めるときは、交付決定額を限度として概算払により補助金を交付することができる。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、第8条又は前条の規定による通知を受けた後、若者循環地域持続可能型ビジネスモデル構築事業補助金概算払請求書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(実績報告)

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、若者循環地域持続可能型ビジネスモデル構築事業実績報告書(様式第7号)により行うものとし、当該補助対象事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、若者循環地域持続可能型ビジネスモデル構築事業補助金確定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の確定通知を受けた者は、速やかに若者循環地域持続可能型ビジネスモデル構築事業補助金請求書(様式第9号)を町長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第15条 町長は、前条の規定による補助金請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 規則第17条の規定による補助金の返還命令を受けた者は、当該命令を受けた日から30日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(補助金の経理等)

第18条 補助事業者は、補助対象事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(実施状況報告書の提出)

第19条 第13条に規定する補助金確定通知書を受けた者は、令和3年度から令和5年度の年度末ごとに若者循環地域持続可能型ビジネスモデル構築事業実施状況報告書(様式第10号)に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。この場合において、令和3年度分については、第12条に規定する実績報告書とともに提出するものとする。

(その他)

第20条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年7月5日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第8条の規定による交付決定を受けた事業については、第13条から第19条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料その他町長が必要と認める経費	10/10以内	350万円

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

与謝野町長 様

住 所

名 称

代表者

印

若者循環地域持続可能型ビジネスモデル構築事業補助金交付申請書

若者循環地域持続可能型ビジネスモデル構築事業を実施したいので、与謝野町若者循環地域持続可能型ビジネスモデル構築事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 事業概要

事業名	
事業の目的	
事業の内容	
事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
補助申請額	金 円

2 事業計画書

細事業名	
事業の目的	
事業の内容	
期待される効果（KPI）	① 補助金支援期間終了時の成果目標
	② 将来的な成果目標（令和6年3月末まで）

（添付書類）

事業の内容を表す、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 事業費及び財源内訳書
- (2) 設計書又は見積書
- (3) その他参考となる書類

※欄内に書き切れない場合は別紙に記入してください。

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

与謝野町長 様

住 所

名 称

代表者

印

若者循環地域持続可能型ビジネスモデル構築事業事前着手届

若者循環地域持続可能型ビジネスモデル構築事業補助金の交付を申請している下記事業について、交付決定前に着手したいので、与謝野町若者循環地域持続可能型ビジネスモデル構築事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合又は交付決定を受けた補助額が交付申請額に達しない場合においても異議は申し立てません。

記

事 業 名	
事前着手の理由	
着手日(予定)	年 月 日

様式第 3 号(第 8 条関係)

第 号

様

若者循環地域持続可能型ビジネスモデル構築事業補助金交付
(不交付) 決定通知書

年 月 日付けで申請のあった若者循環地域持続可能型ビジネスモデル構築事業補助金について、下記のとおり決定したので、与謝野町若者循環地域持続可能型ビジネスモデル構築事業補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

年 月 日

与謝野町長



記

補助金交付決定額 金 円

不交付理由

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

与謝野町長 様

住 所
名 称
代表者 印

若者循環地域持続可能型ビジネスモデル構築事業変更
(中止)承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた
事業を下記のとおり変更(中止)したいので、与謝野町若者循環地域持続可能型
ビジネスモデル構築事業補助金交付要綱第9条の規定により承認されるよう申
請します。

記

変更(中止)の 理 由	
変 更 の 内 容 (中止の場合を除く。)	

(添付書類)

変更の内容を表す、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 変更に係る事業実施計画書
- (2) 変更に係る事業費及び財源内訳書
- (3) 変更に係る設計書又は見積書
- (4) その他参考となる書類

様式第5号(第10条関係)

第 号

様

若者循環地域持続可能型ビジネスモデル構築事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった若者循環地域持続可能型ビジネスモデル構築事業変更承認申請について、下記のとおり決定しましたので与謝野町若者循環地域持続可能型ビジネスモデル構築事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

年 月 日

与謝野町長

印

記

補助金変更交付決定額 金 円

様式第6号(第11条関係)

年 月 日

与謝野町長 様

住 所
名 称
代表者 印

若者循環地域持続可能型ビジネスモデル構築事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号により通知を受けました補助金について、与謝野町若者循環地域持続可能型ビジネスモデル構築事業補助金交付要綱11条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請 求 金 額

補助金交付決定額	金 円
概算払請求額	金 円
概算払を必要とする理由	

2 振込金融機関

金融機関名	
支店名	
預金種目	1 普通預金 2 当座預金 3 その他
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

様式第7号(第12条関係)

年 月 日

与謝野町長 様

住 所
名 称
代表者 印

若者循環地域持続可能型ビジネスモデル構築事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた
次の事業が完了しましたので、与謝野町若者循環地域持続可能型ビジネスモデル
構築事業補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり報告します。

記

事 業 名	
事業の目的	
事業の内容	
事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで

(添付書類)

- (1) 実施状況報告書(様式第10号)(2 実施状況様式)
- (2) 事業費及び財源内訳書
- (3) 領収書及び支払内訳書の写し
- (4) 事業実施を証明する写真
- (5) その他履行確認をするに足る書類

様式第8号(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

与謝野町長

印

若者循環地域持続可能型ビジネスモデル構築事業補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をしました若者循環地域持続可能型ビジネスモデル構築事業補助金について、下記のとおりその額を確定しましたので、与謝野町若者循環地域持続可能型ビジネスモデル構築事業補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

補助金確定額 金 円

様式第9号(第14条関係)

年 月 日

与謝野町長 様

住 所
名 称
代表者 印

若者循環地域持続可能型ビジネスモデル構築事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号により通知を受けました補助金
について、与謝野町若者循環地域持続可能型ビジネスモデル構築事業補助金交
付要綱14条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請 求 金 額

補助金交付決定額	金 円
補助金確定額	金 円
概算払受領済額	金 円
今回請求額	金 円

2 振込金融機関

金融機関名	
支 店 名	
預 金 種 目	1 普通預金 2 当座預金 3 その他
口 座 番 号	
(フリガナ) 口座名義人	

様式第10号(第19条関係)

年 月 日

与謝野町長 様

住 所
名 称
代表者 印

若者循環地域持続可能型ビジネスモデル構築事業実施状況報告書

年 月 日付け 第 号に係る補助金について、与謝野町若者循環地域持続可能型ビジネスモデル構築事業補助金交付要綱第19条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 事業概要

事業名	
事業の目的	
事業の内容	
事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで

2 実施状況

(※事業計画と比較して成果及び実績を定量化(数値化)してください。)

細事業名	
事業の目的	
事業の内容	
事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
成果実績	(令和3年度)
	(令和4年度)
	(令和5年度)

3 今後の展開について

(添付書類)

- (1) 実施状況が確認できる書類